

公益財団法人 情報通信学会
『情報通信学会誌』投稿規程

1 扱う分野

情報及びコミュニケーションに関する分野で産業や学術の発展に寄与する内容を持つ未発表の著作物で、以下のように論文と論説に区分される。

「論文」 独創性、新規性、有用性等の面から価値が認められ、学会会員に役に立つ学術研究
「論説」 政策、産業などの最新の動向をいち早く伝えることを目的とする著作物

2 執筆要領

- (1) 執筆言語は日本語または英語とする。
- (2) 本文、図表、注記、参考文献を含めて、論文は 20,000 字（英文は 7,500 ワード）、論説は 12,000 字（英文は 4,500 ワード）までとする（いずれも句読点を含む）。
制限字数を超えたものは投稿を原則として受け付けない。図表は刷り上がりイメージで原稿字数に換算する。
- (3) 1 枚目は表紙とし、「表題」（和・英）、論文か論説かの区別、「もっとも主張したい点」を 200 字程度（英文の場合は 75 ワード程度）に要約して記載する。
- (4) 2 枚目には、400 字程度（英文の場合は 150 ワード程度）の要旨（和・英）と最終行にキーワード（3～5 程度）を記載する。
- (5) 注記は、本文の後に一括して、注記番号順に列挙する。
- (6) 引用文献は、その書名（文献の題名）、著者名（執筆者名）、巻数、掲載ページ、発行所、発行年、外国文献は発行国を末尾に記載する。
- (7) 共同執筆の場合は、筆頭執筆者が当学会の会員でなければならない。
- (8) 二重投稿は受け付けない。『二重投稿に関する例示』について付属資料を参照すること。
- (9) 同一の号には同一執筆者（共同執筆の場合は筆頭執筆者）の論文又は論説を 2 本以上掲載しない。
- (10) 同一の号に対する投稿は一人 1 本に限り受け付ける。
- (11) 再提出再審査の判定を受けて再投稿する場合も新規投稿と同じ扱いとする。

3 提出要領

- (1) 提出時には、投稿提出票（別紙）にタイトル（和・英）、氏名、会員番号、自宅又は勤務先など連絡先等を明記すること（論文・論説中には氏名、所属の記載はしない）。
- (2) 提出部数
論文・論説 1 部

Word ファイル及び PDF ファイルをメール添付で送付。郵送の場合はデジタルデータを同封すること。

4 提出期限

- 6 月号掲載希望 同年 3 月 1 日まで
9 月号掲載希望 同年 6 月 1 日まで
1 2 月号掲載希望 同年 9 月 1 日まで
3 月号掲載希望 前年 1 2 月 1 日まで

なお、提出期限内の提出であっても、必ずしも希望の号に掲載されるとは限らない。

5 提出先

学会事務局 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル 11階
office@jsicr.jp

6 採録

応募論文・論説は、論文査読委員が査読し、編集委員会において採否を決定する。

7 著作権

掲載された論文・論説の著作権は、原則として当学会に帰属する。著作~~者~~人格権は、著者に帰属する。

8 その他

- (1) 執筆要領、提出要領に合致しない論文・論説、また、応募年度の年会費が納入されていない会員の論文・論説は、受理されない。
- (2) 論文又は論説の投稿に関し、この規程並びに学会及び編集委員会が別に定める規程に定めのない事項又はこの規程の解釈若しくは運用に関する疑義については、編集委員会が決する。

附則

この規程は、公益財団法人情報通信学会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附則

この規程は、平成28年5月27日より施行する。

附則

この規程は、平成28年9月16日より施行する。

附則

この規程は、平成30年12月4日より施行する。

付属資料

二重投稿に関する例示

1)と 2)に列挙する例は、二重投稿である（当該論文等に係る学術の分野における公正な慣行に照らし許容される行為を除く）。

- 1) 投稿内容が、国内・国外の学会誌、機関誌（大学紀要を含む）、商業誌などに、掲載済みであること、掲載予定であること、あるいは、上記に投稿中であり、または、投稿予定であること
- 2) 投稿内容が、国際会議の口頭発表論文として会議後に査読されて発行される論文誌に掲載済みであること、掲載予定であること、あるいは、上記に投稿中であり、または、投稿予定であること

3)と 4)に列挙する例は、二重投稿ではない。

- 3) 投稿内容の一部が上記 1)あるいは 2)として既発表であるが、それを深く解析して、新たな知見等をまとめたものなどであって、投稿内容に関連する内容が、同一著者あるいは他者によって既に掲載されている場合や掲載予定の場合は、参考文献に示して、それとの関係と違いを明確に説明してあること
- 4) 上記 1), 2)または 3)に該当せず、下記の(a), (b)または(c)の形式で投稿内容の一部が公表されている場合、あるいは、それらを翻訳・加筆した形で投稿する場合であって、それらを参考文献に示して、それらとの関係が明確に説明してあること

- (a) 本会や他学会の研究会、大会等の学術講演、国際会議等において配布される論文集等
- (b) 科学研究費補助金の報告書等
- (c) 大学の学士論文・修士論文・博士論文等